第３７号様式(第３条関係)

**景観チェックシート⑥【重点地区以外の地区 (屋外における物件の堆積)】**

行為者(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

**＜景観形成の方針＞**

□まちの地域

商業地、工業地、住宅地などの都市機能の集積状況や都市基盤の整備状況などに応じ、市街地の特性やまとまりを生かした、にぎわいや個性あふれる景観形成を目指します。

□川とまちの地域

河川や斜面緑地、農地などの多様な自然的景観資源と市街地が近接する地域特性を生かし、豊かな自然環境が織り込まれた、潤いのある田園景観を目指します。

□湖と里の地域

相模川沿いの台地上に広がる市街地や集落では、地域の歴史的・文化的景観資源を生かし、周辺に広がる田園や山々の豊かな自然と一体となった、潤いのある景観形成を目指します。

□山と里の地域

丹沢山、陣馬山に代表される山々や雄大な相模川、道志川の豊かな自然景観を守り、その中に点在する農地や集落のまとまり、暮らしに根付いている歴史的・文化的景観資源を大切にし、落ち着きのある景観形成を目指します。

**＜屋外における土石、廃棄物等の堆積の景観誘導指針＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮事項 | 該当の有無 | | 景観形成のために配慮した事項 |
| 有り | 無し |
| 配置 | 道路などの公共空間から乱雑に見えないように、配置や積み方を工夫する。 | □ | □ |  |
| 歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源への影響や景勝地からの見え方に十分に配慮した配置、規模とする。 | □ | □ |  |
| 堆積場の出入口は、景観上目立たない位置に設置するよう配慮する。 | □ | □ |  |
| その他 | 堆積物が周囲から見えないよう、堆積物の高さを抑える。 | □ | □ |  |
| 周辺の景観を損なわないよう配慮するとともに、その周囲を適切に修景する。 | □ | □ |  |
| 農地や緑地などの周囲にあっては、周囲を緑化するなど、周辺との調和に十分配慮する。 | □ | □ |  |
| 盛土が完了した後は、速やかに植栽をするなど景観に配慮したものとなるよう努める。 | □ | □ |  |

備考

該当する□にチェックしてください。